

練馬区再犯防止推進計画における取組事項

1 計画策定の背景

令和5年版再犯防止推進白書（法務省）によると、全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加傾向にあることがわかります。

練馬区の刑法犯検挙者数は、過去5年で減少傾向にありますが、再犯者率は、検挙者数の約半数となっており、全国同様、大きな割合を占めています。

安全・安心な日常生活を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者が抱える課題を地域社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。



資料：法務省矯正局提供データ

2 練馬区再犯防止推進計画における取組事項

平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」、および令和5年度に開催した再犯防止推進検討会の意見を踏まえて、区は次期地域福祉計画に包含する再犯防止推進における取組事項を以下の通りとします。

地域福祉計画に包含する取組事項	対応する次期地域福祉計画の事業番号
(1) 就労を通じた自立支援	施策2 取組項目1 事業番号 14
(2) 住居の確保を通じた自立支援	施策2 取組項目1 事業番号 15
(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進	施策2 取組項目1 事業番号 11・12
(4) 薬物依存の問題を抱える者への支援	施策2 取組項目1 事業番号 11
(5) 安全・安心なまちづくりの実現	施策1 取組項目1 事業番号5
(6) 学校等と連携した修学支援	施策2 取組項目1 事業番号 11・12
(7) 更生保護ボランティアの活動支援	施策1 取組項目1 事業番号3
(8) 再犯防止に関する広報・啓発	施策1 取組項目1 事業番号3